

議案第14号

日野町公舎の設置及び使用料条例の一部改正について

日野町公舎の設置及び使用料条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月4日提出

日野町長 塚 田 淳 一

## 日野町公舎の設置及び使用料条例の改正が必要な理由と概要

- 1 背景及び趣旨  
日野町公舎の1階にエアコンを設置するため、所要の改正を行う。
- 2 改正内容  
冷暖房料を1時間当たり50円徴収する。
- 3 附則  
平成31年4月1日から施行する。

日野町公舎の設置及び使用料条例の一部を改正する条例

日野町公舎の設置及び使用料条例（昭和39年日野町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前		
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)		
昼夜の 区分	使用時間	金額	冷暖房料(1時 間当たり)	昼夜の 区分	使用時間	金額
昼間	午前8時から午後5時まで	200円	50円	昼間	午前8時から午後5時まで	200円
夜間	午後6時から午後9時まで	200円	50円	夜間	午後6時から午後9時まで	200円
注 酒席の場合は、1件につき200円を加算する。				注 酒席の場合は、1件につき200円を加算する。		

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。